

商情第312号  
平成14年8月29日

社団法人映像文化製作者連盟  
常任理事・著作権部会長 梅原 千之 殿  
理事・事務局長 大久保 正 殿

沖縄県 商工労働部  
部長 花城 順孝

## 沖縄デジタルアーカイブ整備事業の契約条件について(回答)

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の沖縄デジタルアーカイブ整備事業の推進に当りましては、貴連盟のご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2002年7月24日付、映文連総第14・24号「沖縄デジタルアーカイブ整備事業の契約条件について」によるご質問に関し、別紙の如くご回答申し上げます。

コンテンツに関する諸々の権利問題につきましては、当該業界における最大の関心事であり、各方面において議論が交わされておりますが、すべてが結論付けられている訳ではありません。

この度のご質問に対する回答も、こうした状況をふまえて行うもので、事業が進行中であることから、ある程度今後課題を残したものであることをご了解いただきたく存じます。

もちろん、貴連盟の問題提起の趣旨を十分汲み取り、引き続き問題解決に努力する所存でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

### 回答書

本事業は、静止画、既存動画、新撮高精細動画等の各種アーカイブコンテンツを自在に活用して、新しいプレゼンテーションシステムによる世界に冠たるアーカイブシステムを構築することを目的として推進しております。

その特徴とするところは、制作されたコンテンツをアーカイブして活用するだけでなく、コンテンツの素材の一部も活用して、より進んだプレゼンテーションを行うべく、検討を進めております。

こうした観点から、公募要領P21において規定しておりますように、成果物及び素材の著作権につきましては、制作コンソーシアムから沖縄県に譲渡していただくこととしております。

著作権の譲渡に伴う対価につきましては、コンテンツ関連業界において、その範囲・対価の在り方など契約上の取り扱いが議論の俎上に乗せられたばかりであり、制作費と著作権譲渡の対価を分けた形で制作発注する慣行は、著作権譲渡の適正な対価が相場として確立していないことにより、未だ定着しているとは言えない状況にあります。

従いまして、今回の契約におきましても、民間業界における一般的な制作単価を元に、個別の制作コンソーシアムとの調製を経て、制作費に著作権譲渡の対価を含んだ形で制作費を決定することとしております。将来、業界における慣行が確立した際は、それに準ずることとしたいと考えておりますが、著作権譲渡の適正な対価が算定できない現状においては、今回は現状の業界慣行に沿って進めさせていただきたく存じます。

制作の過程で生じた素材の扱いにつきましては、制作の過程で生じた素材すべての納入・著作権譲渡を求める訳ではなく、委託制作費の範囲において制作された素材の納入・権利譲渡をして頂く考えであります。従いまして、素材の納入・権利譲渡に対する対価も、成果物同様、個別協議の中で、その分量に応じて、トータルの制作費として決定することになります。

納入された成果物・素材の活用につきましては、本事業が、前述の如く目的を持つものであり、沖縄県において成果物、素材等の2次利用により収益事業を行うことは考えておりません。

制作者各位が、本成果物・素材の活用を希望される場合には、公募要領別紙3「成果物に関わる知的財産権等の取扱い」第4条第一項に規定しておりますように、非営利目的で活用される場合には原則届出によって活用が可能です。また、営利目的で活用される場合であっても、同4条第二項には、個別協議となっておりますが、沖縄県にとって問題が発生する可能性（活用する内容が、沖縄県にとって不利益となるような内容、公序良俗に反する内容のものである等）が無い場合には、活用を認める所存でございます。

以上